

各薬局開設者 様

佐賀県健康福祉部薬務課長

取扱処方箋数届の提出について(通知)

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13の規定により、薬局開設者は、毎年3月31までに、前年における総取扱処方箋数を県知事に届け出なければならないとされていますので、下記に留意のうえ取扱処方箋数届を提出してください。

また、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条の規定により、調剤に従事する薬剤師の員数は、当該薬局における1日平均取扱処方箋数を40で除して得た数以上であることとされていますので、員数が不足している薬局におかれましては、早急に薬剤師を確保してください。

記

- 1 報告内容 令和7年(1月～12月)分総取扱処方箋数(様式1～4)
- 2 報告期限 令和8年3月31日(火)〔期限厳守〕
- 3 報告対象薬局 県内全薬局
業務を行った期間が3箇月未満や前年の1日平均取扱処方箋数が40枚以下に該当する薬局も報告をお願いします。
- 4 報告方法 県庁の電子申請により報告(別紙「電子申請について」を参照)

やむを得ず電子申請が使えない場合は、紙面又はエクセル(電子メールにて)を提出してください。 ○提出先:佐賀県健康福祉部薬務課 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 メールアドレス:yakumu@pref.saga.lg.jp

- 5 報告様式(電子ファイル)の入手方法
県庁HPから次のいずれかの手順でエクセルの様式を入手してください。
①電子申請システム(別紙「電子申請について」を参照)
②【佐賀県庁HP】→【組織(部署)からさがす】→【健康福祉部・薬務課】
→【取扱処方箋数届の提出について】

6 届出様式入力の際の留意事項

- (1) エクセルに入力する場合、「色付のセル」は自動計算で算出されるため、その他必要項目を入力してください。

- (2) 「様式2」は、1日平均取扱処方箋数を算定してください。
 - ①前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数を前年において業務を行った日数で除して得た数となります。
(※エクセルの場合は、必要項目を入力すると自動計算で算出されます。)
 - ②業務を行った日数は、開局した日数を記入してください。
例えば、月～土曜日を営業曜日としている場合
 - ・月～土曜日であっても祝日等で閉局した際は、日数に含みません。
 - ・半日開局している日は、1日と算定してください。

- (3) 「様式3(－1～2)」は、薬剤師の勤務時間数及び人数について入力してください。
各薬剤師の算定人数は小数第3位を四捨五入し、合計の欄は小数第2位以下を切り捨てて小数第1位まで入力してください。
(※エクセルの場合は、必要項目を入力すると自動計算で算出されます。)
なお、勤務薬剤師が他の薬局等にも勤務している場合には、薬局間での整合性を図ってください。

- (4) 「様式4」は、必要な薬剤師数及び過不足薬剤師数の算定をしてください。
算定人員で「小数第1位まで」の場合は、小数第2位を四捨五入して入力してください。
(※エクセルの場合は、必要項目を入力すると自動計算で算出されます。)

- (5) エクセルの自動計算を用いない場合は、様式1は、様式2から4までを記載した後に、その結果を記載してください。

佐賀県健康福祉部 薬務課 薬事・血液担当 緒方 電 話：0952-25-7082 F A X：0952-25-7285 e-mail：yakumu@pref.saga.lg.jp
